# 第46回 定時株主総会招集ご通知

**日時** 平成27年6月19日（金曜日）
開会 10:00（受付開始 9:00）

**場所** 東京都中央区日本橋２丁目３番４号
日本橋プラザビル ３階展示場

## 目次



新日本空調株式会社

証券コード：1952

証券コード　1952
平成27年6月3日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
**新日本空調株式会社**
代表取締役会長　髙　橋　　薫

# 第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って、平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　　時　平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場　　　所　東京都中央区日本橋2丁目3番4号
　日本橋プラザビル 3階展示場
3. 目 的 事 項

〈報告事項〉
1. 第46期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

〈決議事項〉
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役11名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　取締役賞与支給の件
第６号議案　取締役および監査役の報酬額改定の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

（1） 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

（2） インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、12ページから13ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までに行使ください。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.snk.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第１号議案　剰余金の処分の件

　剰余金の処分に関しましては、株主の皆様に安定的かつ継続的に成果の還元を行うことを経営の重要課題としております。

　配当については、年間20円を基本に業績に応じた特別配当を実施する方針としており、当期の期末配当金につきましては、当期の業績ならびに財務状況等を勘案し、普通配当10円に特別配当5円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は中間配当金10円とあわせ25円となります。

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式 1株につき　15円
　(普通配当 10円、特別配当 5円)
　配当総額　378,605,715円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年6月22日

## 第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 今後の事業拡大に備え、第2条の事業目的を一部変更するものであります。

(2) 取締役の経営体制ならびに監督機能の一層の強化を図るため、第19条の取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。

(3) 取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに当社と業務執行を行わない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、第29条（取締役の責任免除）および第38条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
なお、第29条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| （目的）<br>第2条　当会社は次の業務を営むことを目的とする。<br>1.～5.　（条文記載省略）<br>6.　建築物および特殊建築物ならびに工作物の設計、監理ならびに工事請負<br>7.～10.　（条文記載省略） | （目的）<br>第2条　当会社は次の業務を営むことを目的とする。<br>1.～5.　（現行どおり）<br>6.　建築および土木工事の設計、監理ならびに工事請負<br>7.～10.　（現行どおり） |
| （員数）<br>第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。 | （員数）<br>第19条　当会社の取締役は、12名以内とする。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| ＜　新　設　＞ | (取締役の責任免除)<br>第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br>当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または使用人である者を除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第29条～第36条　(条文記載省略) | 第30条～第37条　(現行どおり) |
| ＜　新　設　＞ | (監査役の責任免除)<br>第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。<br>当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第37条～第42条　(条文記載省略) | 第39条～第44条　(現行どおり) |

## 第３号議案　取締役11名選任の件

取締役7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制ならびに監督機能の強化を図るため、社外取締役2名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、第2号議案が承認可決されることを条件といたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 髙橋　薫（たかはし かおる）<br>(昭和21年11月１日) | 昭和40年４月　東洋キャリア工業㈱入社<br>昭和44年11月　当社に移籍<br>平成13年６月　当社取締役名古屋支店長<br>平成14年４月　当社取締役上席執行役員名古屋支店長<br>平成14年６月　当社上席執行役員名古屋支店長<br>平成16年４月　当社常務執行役員名古屋支店長<br>平成17年４月　当社常務執行役員首都圏事業本部長<br>平成17年６月　当社常務取締役常務執行役員首都圏事業本部長<br>平成19年６月　当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長<br>平成20年４月　当社専務取締役専務執行役員都市施設・リニューアル事業本部長<br>平成22年２月　当社代表取締役社長<br>平成26年６月　当社代表取締役会長（現任） | 24,861株 |
| 2 | 夏井博史（なついひろし）<br>(昭和25年11月４日) | 昭和54年４月　当社入社<br>平成17年４月　当社執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長<br>平成18年４月　当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長<br>平成18年６月　当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長<br>平成20年４月　当社取締役上席執行役員事業推進統括本部長<br>平成20年６月　当社常務取締役常務執行役員事業推進統括本部長<br>平成22年６月　当社専務取締役専務執行役員事業推進統括本部長<br>平成23年４月　当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長<br>平成25年４月　当社専務取締役専務執行役員営業本部長<br>平成25年６月　当社取締役副社長営業本部長<br>平成26年４月　当社取締役副社長<br>平成26年６月　当社代表取締役社長（現任） | 22,006株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 宇佐美(うさみ) 威司(たけし)<br>(昭和26年11月5日) | 昭和49年4月 当社入社<br>平成17年4月 当社首都圏事業本部リニューアル事業部副事業部長<br>平成20年4月 当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部リニューアル事業部長<br>平成22年4月 当社上席執行役員都市施設・リニューアル事業本部リニューアル事業部長<br>平成23年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼リニューアル事業部長<br>平成23年6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼リニューアル事業部長<br>平成25年4月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長<br>平成25年6月 当社常務取締役常務執行役員首都圏事業本部長(現任) | 8,470株 |
| 4 | 楠(くす) 田(だ) 守(もり) 雄(お)<br>(昭和27年2月17日) | 昭和49年4月 当社入社<br>平成14年5月 当社経理部長<br>平成17年4月 当社管理本部副本部長<br>平成19年7月 当社内部統制プロジェクト室長<br>平成21年4月 当社執行役員内部統制部長<br>平成22年6月 当社取締役上席執行役員管理本部副本部長兼総務部長<br>平成23年6月 当社取締役上席執行役員管理本部長（現任） | 8,197株 |
| 5 | 渕(ふち) 野(の) 聡(さと) 志(し)<br>(昭和31年10月12日) | 昭和55年4月 東京芝浦電気㈱（現㈱東芝）入社<br>平成13年2月 ㈱東芝柏崎刈羽原子力作業所 所長<br>平成18年10月 同社原子力フィールド技術部長<br>平成24年4月 当社入社<br>平成24年6月 当社取締役上席執行役員原子力担当（現任） | 6,202株 |
| 6 | 赤(あか) 松(まつ) 敬(けい) 一(いち)<br>(昭和34年1月13日) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成16年4月 当社経営企画本部企画部長<br>平成20年4月 当社執行役員経営企画本部副本部長<br>平成20年6月 当社執行役員経営企画本部長<br>平成22年4月 当社上席執行役員経営企画本部長<br>平成25年4月 当社上席執行役員海外事業統括本部長<br>平成26年6月 当社取締役上席執行役員海外事業統括本部長（現任） | 9,466株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 7 | おおみや よしみつ<br>大宮祥光<br>(昭和30年８月12日) | 平成４年３月　当社入社<br>平成16年４月　当社原子力事業部営業部長<br>平成21年10月　当社原子力事業部副事業部長兼営業部長<br>平成22年10月　当社原子力事業部副事業部長<br>平成23年４月　当社執行役員原子力事業部長<br>平成25年４月　当社上席執行役員原子力事業部長<br>平成26年４月　当社上席執行役員営業本部長<br>平成26年６月　当社取締役上席執行役員営業本部長（現任） | 4,770株 |
| 8 | 新任<br>しもと さとし<br>下元智史<br>(昭和35年６月28日) | 平成２年１月　当社入社<br>平成15年10月　当社名古屋支店営業部長<br>平成19年４月　当社首都圏事業本部都市施設事業部営業一部長<br>平成20年４月　当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部長<br>平成23年４月　当社執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長<br>平成24年４月　当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長（現任） | 2,681株 |
| 9 | 新任<br>えんどう きよし<br>遠藤清志<br>(昭和33年１月13日) | 昭和57年４月　当社入社<br>平成21年３月　当社都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部副事業部長兼技術一部長<br>平成21年４月　当社都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部副事業部長<br>平成23年４月　当社首都圏事業本部都市施設事業部副事業部長<br>平成24年１月　当社首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部副事業部長兼購買センター長<br>平成25年４月　当社首都圏事業本部副本部長兼購買センター長<br>平成26年４月　当社執行役員技術本部長（現任） | 5,308株 |
| 10 | 新任<br>社外取締役候補者<br>いちみや まさひさ<br>一宮正寿<br>(昭和37年７月４日) | 平成８年４月　弁護士登録（東京弁護士会）<br>　　　　　　　菅原・山田法律事務所入所<br>平成13年４月　山田・一宮法律事務所開設（現任）<br>平成20年６月　当社監査役（現任） | 1,000株 |

| 候補者番号 | 氏　　名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
| --- | --- | --- | --- |
| 11 | 新任<br>社外取締役候補者<br>森　信　茂　樹（もり　のぶ　しげ　き）<br>(昭和25年1月5日) | 昭和48年４月　大蔵省（現財務省）入省<br>平成９年７月　主税局総務課長<br>平成10年７月　大阪大学法学研究科教授<br>平成15年１月　東京税関長<br>平成16年７月　プリンストン大学客員研究員・講師兼コロンビアロースクール客員研究員<br>平成17年７月　財務省財務総合政策研究所長<br>平成19年１月　財務省財務総合政策研究所特別研究官（現任）<br>平成19年４月　中央大学法科大学院教授（現任）<br>公益財団法人東京財団上席研究員（現任）<br>平成21年10月　一般社団法人ジャパン・タックス・インスティチュート理事長（現任） | — |

（注）1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 一宮正寿、森信茂樹の両氏は社外取締役候補者であります。また、両氏は東京証券取引所に対して届け出る独立役員の候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
（1）一宮正寿氏は、弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって7年であります。
（2）森信茂樹氏は、行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。
4. 一宮正寿、森信茂樹の両氏の選任が承認され、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件とし、当社は両氏との間に会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

## 第４号議案　監査役1名選任の件

監査役一宮正寿氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>（生年月日） | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
| --- | --- | --- |
| 新任<br>社外監査役候補者<br>じょうのお　たつみ<br>城之尾　辰美<br>（昭和15年４月26日） | 昭和34年４月　熊本国税局採用<br>昭和63年７月　東京国税局西新井税務署副署長<br>平成２年７月　国税庁長官官房（国税庁監察官）<br>平成７年７月　東京国税局調査第一部調査管理課長<br>平成８年７月　同局調査第一部次長<br>平成９年７月　同局調査第三部長<br>平成10年８月　税理士登録<br>城之尾税理士事務所開設（現任）<br>平成18年６月　㈱三栄コーポレーション監査役<br>平成19年６月　テレビ東京ブロードバンド㈱（現㈱テレビ東京ホールディングス）監査役<br>平成20年６月　ニチアス㈱監査役（現任） | 1,000株 |

（注）1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。社外監査役候補者に選任した理由は、税理士としての専門的知見ならびに行政分野等における豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、候補者は、東京証券取引所に対して届け出る独立役員の候補者であります。
3. 候補者の選任が承認され、第2号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件とし、当社は候補者との間に会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

## 第５号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額63百万円を支給することといたしたいと存じます。

第６号議案　　取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、平成5年6月29日開催の第24回定時株主総会において、取締役については月額22百万円以内、監査役については月額６百万円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化を考慮し、また今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、現行の月額による定めを年額による定めに改め、取締役の報酬額を年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役の報酬額を年額72百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は7名、監査役は4名でありますが、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役2名）、監査役は4名となります。

以　上

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

## 1.　議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net（ウェブ行使）

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

## 2.　議決権行使のお取扱いについて

（1）インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）議決権の行使期限は、平成27年６月18日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（3）書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（4）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 3.　パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

（1）パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして、Ver.5.01 SP2以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして、Ver.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

（2）携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120(652)031（受付時間　午前９時から午後９時）

（2）その他のご照会は、以下にお問い合わせください。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］0120(782)031（受付時間　午前９時から午後５時　土日休日を除く）

以　上

（添付書類）

# 事　業　報　告

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

## 1.　企業集団の現況に関する事項

### （1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、4月の消費増税の駆け込み需要の反動で、もたつきがあったものの、政府日銀による金融緩和策の追加や、徐々に個人消費の回復が見られたほか、製造業においては、原油安のプラス効果で企業収益も回復基調となり、総じて底堅く推移しました。

当建設業界におきましても、民間設備投資の緩やかな回復、東京五輪関連や民間による建築計画の増加などの明るい材料がある一方で、施工人員の不足やそれに伴う工期遅延などが現実的な課題となってまいりました。

このような環境下、当社グループは、新しい中期経営計画である「究極真価プラン2016」(2014～2016年度) 初年度において、「顧客ニーズに応えたＳＮＫ品質の深化と進化で真価を極める」をキーワードとし、①顧客信頼度の究極真価、②技術の継承と先進技術の訴求展開、③コーポレートガバナンスの強化と機動力のある組織体制の基本課題を推し進めてまいりました。

その初年度である当年度の受注活動におきましては、大きく変化し始めた受注環境を注視しつつ、従来から取り組んでまいりました質と量、すなわち採算性とボリュームのバランスを見極めた活動を推進した結果、受注工事高は前期比8.2％増の1,008億4千万円となり、公表値の1,000億円を達成し、大台を回復いたしました。

完成工事高につきましては、工期遅延による完成工事高の来期への持ち越し、指名停止・営業停止の影響などにより前期比6.0％減の865億8百万円となり、公表値950億円の達成には至りませんでした。一方で、手持工事量は大幅に増加し、グループ全体の次期繰越工事高は143億3千2百万円増の642億5千2百万円となりました。

利益面におきましては、完成工事高減少の影響は受けたものの、それを最少化すべく原価低減による利益の創出と固定費削減努力を徹底して行いました。その結果、完成工事総利益は前期比0.4％減の83億3千4百万円、営業利益は前期比4.1％減の21億4千2百万円、経常利益は前期比2.1％増の25億6千7百万円となりました。

また、特別利益として6百万円、特別損失については1億5千2百万円を計上した結果、当期純利益は前期比7.7％増の14億4千2百万円となりました。

（単位：百万円）

| 区　分 | 受注工事高 | | | 完成工事高 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平成25年度 | 平成26年度(当連結会計年度) | 前期比 | 平成25年度 | 平成26年度(当連結会計年度) | 前期比 |
| 設備工事事業 | 93,230 | 100,840 | 8.2% | 92,034 | 86,508 | △6.0% |

## (2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き東京五輪関連のインフラ事業を始め、民間による建築計画の増加、製造業の国内回帰などが期待され、建設投資は活発になることが見込まれます。反面、様々な建築計画が接踵することと建設業界の構造的問題でもある施工人員不足、技術者不足が中長期的な課題となっております。人員リソースの確保と適切な配分、無駄を省いた生産性の大幅向上、工期遅延対策は企業業績の面からは避けて通れない課題であり、引き続き積極的に取り組んでまいります。

このような状況下、当社グループは、「究極真価プラン2016」（2014～2016年度）の基本課題を推し進め、社会貢献と企業価値の向上を目指すとともに、業績向上に注力する所存であります。

なお、当社および当社職員は、北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反に関し、平成26年11月14日東京地方裁判所において、当社に対する罰金1億4千万円および当社職員に対する執行猶予付き懲役刑の判決を受けました。また、平成27年1月14日に国土交通省より、建設業法にもとづき、全国における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るものまたは民間工事であって補助金等の交付を受けているものに対して、平成27年1月29日から3月29日までの60日間の営業停止処分を命じられました。株主の皆様、お取引先をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、心からお詫び申しあげます。

当社といたしましては、当事態を厳粛かつ真摯に受け止め、平成26年3月6日より実行している各種の再発防止策を確実に継続させ、コンプライアンスの徹底を図るとともに、信頼回復に最善を尽くしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は471百万円であります。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

## (5) 財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 受注工事高 | 85,125 | 90,591 | 93,230 | 100,840 |
| 完成工事高 | 79,640 | 85,553 | 92,034 | 86,508 |
| 経常利益 | 2,108 | 2,457 | 2,513 | 2,567 |
| 当期純利益 | 811 | 1,322 | 1,339 | 1,442 |
| 1株当たり当期純利益 | 32円14銭 | 52円39銭 | 53円05銭 | 57円15銭 |
| 総資産 | 66,927 | 80,369 | 85,002 | 83,652 |
| 純資産 | 27,385 | 31,112 | 34,034 | 38,067 |

### (6) 当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

（単位：百万円）

| 区　　分 | 前期繰越工事高 | 当期受注工事高 | 当期完成工事高 | 次期繰越工事高 |
|---|---|---|---|---|
| 設備工事事業 | 47,622 | 91,963 | 79,737 | 59,849 |

### (7) 重要な子会社の状況

| 会　社　名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 新日空サービス株式会社 | 100 百万円 | 100.0 % | 設備工事事業 |
| 新日本空調工程（上海）有限公司 | 375 | 100.0 | 設備工事事業 |
| SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED | 263 | 100.0 | 設備工事事業 |
| SHIN NIPPON AIRTECH (SINGAPORE) PTE.LTD. | 358 | 100.0 | 設備工事事業 |

### (8) 主要な事業内容

空気調和、冷暖房、換気、環境保全、温湿度調整、除塵、除菌、給排水、衛生設備、電気設備等の設計、監理ならびに工事請負

### (9) 主要な事業所

| 区分 | 項目 | 所在地 |
|---|---|---|
| 当　社 | 本　　社 | 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号 |
| | 事業部等 | 首都圏事業本部，都市施設事業部，リニューアル事業部，産業施設事業部，ビジュアルソリューション事業部，海外事業統括本部（東京都)、原子力事業部(神奈川県) |
| | 支　　店 | 北海道、東北（宮城県)、関東（千葉県)、横浜、名古屋、大阪、中国（広島県)、九州（福岡県) |
| | 研究所 | 技術開発研究所（長野県) |
| | 海外拠点 | 上海、スリランカ、シンガポール、ミャンマー |
| 子会社 | 新日空サービス株式会社（東京都) | |
| | 新日本空調工程（上海）有限公司（中国) | |
| | SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED (スリランカ) | |
| | SHIN NIPPON AIRTECH (SINGAPORE) PTE.LTD. (シンガポール) | |

## (10) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|---|---|
| 1,138名 | 18名増 |

2) 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|---|---|
| 871名 | 15名増 |

(注) 従業員数に、執行役員・顧問等は含んでおりません。

## (11) 主要な借入先

| 借　入　先 | 借　入　額 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 1,555 百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,000 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 700 |

## 2.　会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　84,252,100株

（2）発行済株式の総数　25,282,225株

（3）株主数　5,165名

（4）大株主（上位10名）

| 株　　主　　名 | 持　株　数 | 持 株 比 率 |
|---|---|---|
| 新日本空調協和会 | 1,961 千株 | 7.77 % |
| 三井物産株式会社 | 1,266 | 5.01 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,256 | 4.97 |
| 株式会社東芝 | 1,255 | 4.97 |
| 新日本空調従業員持株会 | 1,053 | 4.17 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,000 | 3.96 |
| インタートラスト　トラスティーズ（ケイマン）リミテッド　ソールリー　イン　イッツ　キャパシティー　アズ　トラスティー　オブ　ジャパン　アップ | 866 | 3.43 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 765 | 3.03 |
| 日本電設工業株式会社 | 760 | 3.01 |
| 株式会社東京エネシス | 571 | 2.26 |

（注）　持株比率については、自己株式（41,844株）を控除して算出しております。

## 3. 会社役員に関する事項

### （1）取締役および監査役の状況

| 地　　位 | 氏　　名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 髙　橋　　　薫 | |
| 代表取締役社長 | 夏　井　博　史 | |
| 常務取締役 | 宇佐美　威　司 | 首都圏事業本部長 |
| 取締役 | 楠　田　守　雄 | 管理本部長 |
| 取締役 | 渕　野　聡　志 | 原子力担当 |
| 取締役 | 赤　松　敬　一 | 海外事業統括本部長 |
| 取締役 | 大　宮　祥　光 | 営業本部長 |
| 常勤監査役 | 山　田　勇　夫 | |
| 常勤監査役 | 壱岐尾　　　透 | |
| 監査役 | 一　宮　正　寿 | 弁護士 |
| 監査役 | 鶴　野　隆　一 | 公認会計士 |

（注）1. 常勤監査役佐藤壽孝氏は、平成26年6月20日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
2. 監査役のうち壱岐尾透、一宮正寿ならびに鶴野隆一の各氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役壱岐尾透氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役鶴野隆一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役の選任については、コーポレートガバナンスの強化において重要な課題と認識し、その役割や機能を発揮するための要件に適する人材の選任を検討しておりましたが、当期末時点で選任には至っておりません。

### （2）取締役および監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役 | 9名 | 199百万円 |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(4名) | 44百万円<br>(25百万円) |
| 合　　計 | 14名 | 243百万円 |

（注）1. 報酬限度額は、株主総会の決議（平成5年6月29日開催定時株主総会）により取締役 月額22百万円以内、監査役 月額6百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の支給額には、退任した取締役2名分を、また、監査役の支給額には、退任した監査役1名分を含んでおります。
3. 取締役の支給額には、当事業年度に係る取締役賞与63百万円を含んでおります。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含んでおりません。

### (3) 社外監査役に関する事項

| 地　　位 | 氏　　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 常勤監査役 | 壱岐尾　　透 | 監査役就任後に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な助言および提言を行っております。 |
| 監　査　役 | 一　宮　正　寿 | 当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から助言および提言を行っております。 |
| 監　査　役 | 鶴　野　隆　一 | 当事業年度開催の取締役会および監査役会の大半に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から助言および提言を行っております。 |

各社外監査役は、コンプライアンスに関し、日頃から他の監査役と連携して内部統制システムや具体的施策について確認し、意見表明をしております。

当事業年度において、当社および当社職員は北陸新幹線の設備工事の入札に関する独占禁止法違反の有罪判決を受け、また、当社は国土交通省より営業停止処分を受けております。当事態を受け、各社外監査役は、再発防止に向けたコンプライアンス体制の整備・充実やその徹底について確認をいたしております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 48百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48百万円 |

(注)　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が監査役会規程に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の基本方針を次のとおり定めております。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1）当社は、法令、社会規範、倫理などの厳守（コンプライアンス）を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として企業行動憲章を制定し、役員、職員に順守を求める。

2）ガバナンスの強化を図るため、代表取締役社長を委員長に、社外有識者を含めた経営倫理委員会を設置し、経営上の観点から、事業全般についてのコンプライアンス上の課題検討を行い、全てのリスクに対処し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は速やかに是正改善を図る。

3）コンプライアンス統括責任者としてＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命し、ＣＣＯを委員長とするコンプライアンス委員会を、経営倫理委員会の下部組織として設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を審議し、経営倫理委員会に報告を行う。

4）独占禁止法違反の未然防止を図るため、内部統制部長を委員長とした受注プロセス監視委員会を経営倫理委員会の下部組織として設置する。受注プロセス監視委員会は、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社等との接触状況について確認し、経営倫理委員会に報告を行う。

5）コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、社内と社外有識者による社外に、それぞれ専用の相談窓口（ヘルプライン）を開設し、コンプライアンス違反の未然防止に努める。なお、相談者の希望により匿名性を保障するとともに、相談者に不利益にならないことを確保する。
また独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした独占禁止法相談窓口を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。

6）役員、職員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、基本は職場におけるコンプライアンスの実践にあるという方針から、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、コンプライアンスの徹底を図る。

7）コンプライアンスの違反者に対しては、社内規程にもとづき厳正に対処する。

8）取締役および職員の業務執行における法令、社内規程等の順守状況についての内部監査を定期的に実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、業務文書管理規程に定める「業務文書の管理ならびに保存期間」に従って以下に列挙する取締役の職務の執行に係わる重要情報を文書または電磁的記録により関連資料とともに保存、管理する。

a 株主総会議事録
b 取締役会議事録
c 経営会議議事録
d その他会社規則に定める委員会議事録
e 稟議書
f 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
g 官公庁その他公的機関、東京証券取引所に提出した書類の写し
h その他業務文書管理規程に定める書類

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 事業等の様々なリスクに対処するため、各部門と緊密な連携を図り、情報の収集、リスクの特定や分析、対策の実施ならびに社内規程を整備することにより、リスク管理体制を構築する。
2) 緊急事態発生時においては、危機管理規程にもとづき、損害、損失等を抑制するための具体策を迅速に決定、実行する組織として、社長または社長が任命する者を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対応する。
3) 内部統制部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会：取締役については、実質的な討議を可能とする人数にとどめるとともに、取締役会は、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
2) 執行役員制：取締役の職務の執行がより効率的に行われるべく、業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会で選任され、取締役会が定めた責務を執行する。
3) 経営会議：経営会議を設置し、当社経営に係わる重要な業務執行の方針、業務案件を審議し、適正化を図る。
4) 稟議制度：重要な業務執行案件については、稟議により決裁する制度を構築する。

(5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程等を通じ、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

a 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・推進する。

b 当社の企業行動憲章にもとづき、関係会社各社において行動基準を策定し、業務を適正に行うための行動の指針とする。

c 関係会社の経営者が適切な水準の社内規程を整備、運用するよう求める。

d 関係会社の重要事項についての報告を求め、また役員の選任、剰余金の処分などの決議事項について、出資者として適切な意思表示を行う。

e 関係会社についても、当社に準じたヘルプラインを開設するとともに、コンプライアンス研修会を定期的に実施し、コンプライアンスの徹底を図る。

f 関係会社に対し、当社内部統制部により定期的に内部監査を実施し、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努める。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査役の監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務執行を補助する組織を総務部とし、監査役が求めた適正な人数を確保する。補助する職員の人事については監査役と協議するものとする。

2) 監査職務に必要な指示を受けた補助する職員は、監査役会ならびに監査役の指示に従うとともに、守秘義務を負う。

(7) 当社企業集団の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他社内で規定している重要な会議または委員会に出席する。

2) 監査役には稟議書その他重要な書類が回付され、または要請があれば速やかに関係書類、資料等が提出される。

3) 取締役は上記のほか、当社および関係会社に関する次に定める事項を監査役に対して報告する。

a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

b 内部監査状況

c リスク管理に関する状況

d 重大な法令・定款違反

e ヘルプラインの相談状況

f その他コンプライアンス上重要な事項

4) 監査役は必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。

5) 上記を含め、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益にならないことを確保する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、社長、取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
2) 監査役が必要と認めたときは、社長と協議のうえ、特定の事項について内部統制部に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、管理本部その他各部門に対しても随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
3) 監査役の職務の執行にかかる諸費用については、あらかじめ予算を会社に提示し、請求できる。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社企業集団は、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む。その旨「企業行動憲章」に定め、役職員に対する教育・啓発活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内の関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることにより、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、大量買付行為に関する提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがいまして、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、「空気を中核とする熱・水技術の研究と開発に努め、環境創造分野に新たな価値を創り出し、社会的に信頼される技術とサービスを提供する企業の実現を目指す」との基本理念のもと、空気・水・熱に関する高度な技術を駆使し、地球環境に配慮した空気質環境を創造するとともに、株主・顧客・職員をはじめ全てのステークホルダーの人々との信頼関係を大切にし、豊かで潤いのある社会資本の形成発展に貢献する会社であることに努めております。

当社は、近代空調のパイオニアである米国キヤリア社と三井グループ企業の合弁により1930年に設立された「東洋キヤリア工業」を前身とし、1969年に設立されました。東洋キヤリア工業は満州鉄道特急アジア号での“世界初”全列車空調や、“日本初”の原子炉空調を手掛けており、当社は、その高い技術力と時代をリードするパイオニア精神、「新しいもの」に取り組むチャレンジ精神を受け継ぎ、超高層ビル、大型ホテル、総合病院、ドーム球場、教育文化施設や空港施設、大型地域冷暖房施設、半導体や液晶工場等のクリーンルーム、原子力施設に至るまで、様々な施設に独自の技術力を活かしながら貢献し、空調エンジニアリング会社として研鑽を重ねてまいりました。当社の歴史は日本における空調技術の歴史そのものであり、今後も、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保と向上のため、より一層、技術力を高めてまいります。

当社は、高度な技術力とその担い手となる職員が、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社が業界最先端の企業であり続け、独創的で差別化可能な技術力・開発力を保持し、安全・品質・価格・納期面でお客様に満足していただけるサービスを提供し続けるためには、高度な技術力・開発力と優れた人格を持つ職員が不可欠であります。そのため当社は、長年の経験に裏付けされた当社独自の人材開発システムにより、何事においても当事者意識を持って取り組む職員の育成に努めております。

2) 中期経営計画について

当社グループは、中期経営計画の基本方針を、地球環境を先導すべく、環境ソリューションカンパニーとして、顧客ニーズに的確に応えた「ＳＮＫ品質」の深化と進化で真価を極めるとし、「究極真価プラン2016」(2014～2016年度) を策定しております。その基本課題は①顧客信頼度の究極真価、②技術の継承と先進技術の訴求展開、③コーポレートガバナンスの強化と機動力のある組織体制、であり当課題を推進し、社会貢献と企業価値の向上を目指すとともに、業績向上に注力する所存であります。

3）コーポレートガバナンスの強化について

当社は、経営環境の急激な変化に対応するため執行役員制度を導入し、経営責任の明確化および業務遂行の迅速化を図っております。また、取締役会は実質的な討議を可能とする人数にとどめ、経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。なお、取締役会に諮るべき事項および重要な業務執行については、経営会議において協議する経営体制をとっております。

当社は監査役会制度を採用しており、各監査役は監査役会および監査役連絡会などを通して意見交換を行うことにより、監査の実効性向上に努め、公正かつ的確に監査を実施しております。また、当社の内部監査を行う内部統制部ならびに会計監査人である有限責任監査法人トーマツとは、定期的に業務連絡会や意見交換を行い、監査の総合的かつ詳細な報告を受けるなど緊密な連携をとり、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要**

当社は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、大量買付けに応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行ったりすること等を可能にすることが必要であると考えております。

当社は、上記の理由により、平成25年6月21日開催の第44回定時株主総会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認を得ました。なお、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）は、平成19年6月22日開催の第38回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て導入し、更に平成22年6月24日開催の第41回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得てこれを更新しております。(当該1回目の更新後のプランを以下「旧プラン」といいます。) 本プランは、旧プランの有効期間満了に伴い、これを更新したものであります。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの順守を求めるとともに、大量買付者が本プランを順守しない場合、および大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合における対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。

1）本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者による当社株券等に対する大量買付行為が行われる場合に、当該大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、当該大量買付者との交渉等を行ったりするための手続を定めています。

2）大量買付行為に対する対抗措置

　大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付けを行う等、大量買付者による大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主の皆様に対して新株予約権を無償で割り当てます。また、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

　本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社普通株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

　本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は大幅に希釈化される可能性があります。

3）独立委員会の設置と同委員会への諮問

　対抗措置の発動、不発動等の判断については、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、本プランに定めた対抗措置の発動等に関して、当社取締役会は独立委員会に必ず諮問することとします。独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役、社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任するものとし、株主の皆様等に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

4）情報開示

　当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の発動または不発動の決定の概要、対抗措置の発動に関する事項その他の事項については、当社株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

**（4）本プランの高度な合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）**

　当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1）買収防衛策に関する指針（経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」）等の要件を完全に充足していること

2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新したこと
3）株主意思を重視するものであること
4）独立性の高い社外者（独立委員会）の判断の重視と情報開示
5）対抗措置に係る合理的な客観的発動要件の設定
6）取締役会および独立委員会による外部専門家の意見の取得の確保
7）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

なお、買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイトをご参照ください。
http://www.snk.co.jp/ir/boueisaku.html

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | | 流動負債 | |
| 現金預金 | 7,715 | 支払手形・工事未払金 | 32,520 |
| 受取手形･完成工事未収入金 | 41,476 | 短期借入金 | 3,810 |
| 未成工事支出金 | 755 | １年内返済予定の長期借入金 | 45 |
| その他のたな卸資産 | 80 | リース債務 | 33 |
| 繰延税金資産 | 1,090 | 未払法人税等 | 225 |
| その他 | 1,438 | 未成工事受入金 | 907 |
| 貸倒引当金 | △208 | 役員賞与引当金 | 63 |
| 流動資産合計 | 52,348 | 完成工事補償引当金 | 73 |
| 固定資産 | | 工事損失引当金 | 1,045 |
| 有形固定資産 | | その他 | 2,431 |
| 建物・構築物 | 6,498 | 流動負債合計 | 41,156 |
| 機械・運搬具・工具器具備品 | 1,013 | 固定負債 | |
| 土地 | 628 | リース債務 | 79 |
| リース資産 | 81 | 繰延税金負債 | 3,500 |
| 建設仮勘定 | 5 | 退職給付に係る負債 | 796 |
| 減価償却累計額 | △4,920 | その他 | 50 |
| 有形固定資産合計 | 3,306 | 固定負債合計 | 4,428 |
| 無形固定資産 | | **負債合計** | **45,584** |
| ソフトウェア | 264 | (純資産の部) | |
| リース資産 | 49 | 株主資本 | |
| その他 | 26 | 資本金 | 5,158 |
| 無形固定資産合計 | 340 | 資本剰余金 | 6,887 |
| 投資その他の資産 | | 利益剰余金 | 17,232 |
| 投資有価証券 | 24,572 | 自己株式 | △26 |
| 繰延税金資産 | 58 | 株主資本合計 | 29,251 |
| その他 | 3,351 | その他の包括利益累計額 | |
| 貸倒引当金 | △326 | その他有価証券評価差額金 | 8,104 |
| 投資その他の資産合計 | 27,656 | 為替換算調整勘定 | 609 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 102 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | 8,815 |
| 固定資産合計 | 31,303 | **純資産合計** | **38,067** |
| **資産合計** | **83,652** | **負債純資産合計** | **83,652** |

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **完成工事高** | | **86,508** |
| **完成工事原価** | | **78,173** |
| **完成工事総利益** | | **8,334** |
| **販売費及び一般管理費** | | **6,192** |
| **営業利益** | | **2,142** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 106 | |
| 受取配当金 | 220 | |
| 保険収益 | 51 | |
| 為替差益 | 23 | |
| その他 | 65 | 467 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 26 | |
| 前払金保証料 | 9 | |
| その他 | 6 | 42 |
| **経常利益** | | **2,567** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 0 | |
| 投資有価証券売却益 | 5 | 6 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 0 | |
| 固定資産除却損 | 12 | |
| 独占禁止法関連損失 | 140 | 152 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **2,420** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 690 | |
| 法人税等調整額 | 287 | 978 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **1,442** |
| **当期純利益** | | **1,442** |

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成26年4月1日残高 | 5,158 | 6,887 | 16,585 | △24 | 28,606 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △227 | | △227 |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高 | 5,158 | 6,887 | 16,357 | △24 | 28,379 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △567 | | △567 |
| 当期純利益 | | | 1,442 | | 1,442 |
| 自己株式の取得 | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | — | 874 | △1 | 872 |
| 平成27年3月31日残高 | 5,158 | 6,887 | 17,232 | △26 | 29,251 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | |
| 平成26年4月1日残高 | 5,013 | 360 | 53 | 5,427 | 34,034 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | △227 |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高 | 5,013 | 360 | 53 | 5,427 | 33,807 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △567 |
| 当期純利益 | | | | | 1,442 |
| 自己株式の取得 | | | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 3,090 | 248 | 48 | 3,387 | 3,387 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 3,090 | 248 | 48 | 3,387 | 4,260 |
| 平成27年3月31日残高 | 8,104 | 609 | 102 | 8,815 | 38,067 |

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社数　　5社

連結子会社の名称

新日空サービス株式会社
新日本空調工程（上海）有限公司
SHIN NIPPON LANKA（PRIVATE）LIMITED
SHIN NIPPON AIRTECH（SINGAPORE）PTE.LTD.
希霓科工貿（上海）有限公司

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用、持分法非適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、新日本空調工程（上海）有限公司、SHIN NIPPON LANKA（PRIVATE）LIMITED、SHIN NIPPON AIRTECH（SINGAPORE）PTE.LTD. 及び希霓科工貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書作成に当たっては同決算日現在の決算書を使用しております。ただし、1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、新日空サービス株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金　　個別法に基づく原価法

その他のたな卸資産　　移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）　　定額法
建物（建物附属設備を除く）以外　　定率法
ただし、在外連結子会社については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物・構築物　　3年～50年
機械・運搬具・工具器具備品　　2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
ソフトウェア（自社利用）　　5年
ソフトウェア（販売用）　　3年

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

③完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保、アフターサービス等の費用に充てるため、過去の実績等を勘案して見積った額を設定しております。

④工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失を見積った額を設定しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生年度から費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法) を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準による完成工事高は、72,012百万円であります。

③消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が352百万円増加し、利益剰余金が227百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

6. 追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.2%、平成28年4月1日以降のものについては32.4%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が232百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が114百万円、その他有価証券評価差額金額が346百万円、退職給付に係る調整累計額が4百万円それぞれ増加しております。

## 2． 連結貸借対照表関係

| | | |
|---|---|---|
| 1. 担保に供している資産 | 現金預金（定期預金） | 27百万円 |
| 2. 担保に係る債務 | 工事未払金 | 一百万円 |

## 3．　連結株主資本等変動計算書関係

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
　普通株式　25,282,225 株

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決　　議 | 株式の種　類 | 配当金の総額(百万円) | １株当たり配当額(円) | 基　準　日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成26年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 315 | 12.50 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月23日 |
| 平成26年11月6日 取締役会 | 普通株式 | 252 | 10.00 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月2日 |
| 計 | | 567 | | | |

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成27年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①配当金の原資　利益剰余金
②配当金の総額　378百万円
③１株当たり配当額　15円00銭
④基準日　平成27年3月31日
⑤効力発生日　平成27年6月22日

## 4．　金融商品

1. 金融商品の状況に関する事項
当社グループは、資金運用については余裕資金を効率的に活用し、運用収益を確保することを目的とし安全かつ確実を旨としております。資金調達については、資金繰り状況を考慮しながら必要な運転資金(主に銀行借入）の調達を行っております。デリバティブ取引は、為替の変動リスク、金利の変動リスク、価格の変動リスクを回避するために利用するもので、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| （1）現金預金 | 7,715 | 7,715 | — |
| （2）受取手形・完成工事未収入金 | 41,476 | 41,476 | — |
| （3）投資有価証券 | 23,290 | 23,290 | — |
| 資産計 | 72,481 | 72,481 | — |
| （1）支払手形・工事未払金 | 32,520 | 32,520 | — |
| （2）短期借入金 | 3,810 | 3,810 | — |
| （3）未払法人税等 | 225 | 225 | — |
| （4）長期借入金（1年内返済予定含む） | 45 | 45 | — |
| 負債計 | 36,600 | 36,600 | — |

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金預金及び（2）受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

投資有価証券については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

（1）支払手形・工事未払金、（2）短期借入金及び（3）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）長期借入金（1年内返済予定含む）

当該長期借入金は変動金利によるものであり短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社グループは、現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額813百万円）、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項による有価証券とみなされるもの)（連結貸借対照表計上額468百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

5． 1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額　　　　　　　　1,508円21銭

2. 1株当たり当期純利益　　　　　　　　57円15銭

3.「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、7円50銭減少し、1株当たり当期純利益金額が、0円42銭減少しております。

6． 退職給付

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、規約型確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）及び退職一時金制度、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職などに際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。
なお、国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、海外連結子会社は確定給付型の退職一時金制度を設けております。
また、国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
当社及び国内連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度として、東京空調衛生工事業厚生年金基金に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）
（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,020百万円 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | 352百万円 |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 3,372百万円 |
| 勤務費用 | 232百万円 |
| 利息費用 | 24百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △5百万円 |
| 退職給付の支払額 | △225百万円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,398百万円 |

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 2,596百万円 |
| 期待運用収益 | 64百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 79百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 181百万円 |
| 退職給付の支払額 | △141百万円 |
| 年金資産の期末残高 | 2,781百万円 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

| | |
|---|---|
| 積立型制度の退職給付債務 | 3,398百万円 |
| 年金資産 | △2,781百万円 |
| 退職給付に係る負債 | 617百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 617百万円 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| 勤務費用 | 232百万円 |
| 利息費用 | 24百万円 |
| 期待運用収益 | △64百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △20百万円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 3百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 175百万円 |

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 過去勤務費用 | 3百万円 |
| 数理計算上の差異 | 64百万円 |
| 合計 | 67百万円 |

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 未認識過去勤務費用 | △10百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | 161百万円 |
| 合計 | 151百万円 |

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 債券 | 10% |
| 株式 | 22% |
| 一般勘定 | 57% |
| その他 | 11% |
| 合計 | 100% |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

| | |
|---|---|
| 割引率 | 0.7% |
| 長期期待運用収益率 | 2.5% |

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|---|---|
| 退職給付に係る負債の期首残高 | 170百万円 |
| 退職給付費用 | 23百万円 |
| 退職給付の支払額 | △15百万円 |
| 退職給付に係る負債の期末残高 | 179百万円 |

(2) 退職給付債務の期首残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

| | |
|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 179百万円 |
| 退職給付に係る負債 | 179百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 179百万円 |

(3) 退職給付費用

| | |
|---|---|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 23百万円 |

4. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、111百万円であります。

5. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、324百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況（平成26年3月31日現在）

| | |
|---|---|
| 年金資産の額 | 37,499百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計（注） | 50,287百万円 |
| 差引額 | △12,787百万円 |

（注）前連結会計年度においては「年金財政上の給付債務の額」として掲記していた項目であります。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合（平成26年3月31日現在）

18.1%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△13,216百万円、当年度剰余金161百万円および別途積立金267百万円であり、その償却方法は期間17年の元利均等償却であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致いたしません。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **(資産の部)** | | |
| **流動資産** | | |
| 現金預金 | | 4,469 |
| 受取手形 | | 2,060 |
| 完成工事未収入金 | | 37,245 |
| 未成工事支出金 | | 644 |
| その他のたな卸資産 | | 21 |
| 前払費用 | | 239 |
| 繰延税金資産 | | 1,042 |
| 関係会社短期貸付金 | | 60 |
| 立替金 | | 84 |
| その他 | | 1,049 |
| 貸倒引当金 | | △197 |
| 流動資産合計 | | 46,719 |
| **固定資産** | | |
| **有形固定資産** | | |
| 建物 | 5,934 | |
| 減価償却累計額 | △3,594 | 2,339 |
| 構築物 | 457 | |
| 減価償却累計額 | △412 | 45 |
| 機械装置 | 55 | |
| 減価償却累計額 | △55 | 0 |
| 車両運搬具 | 4 | |
| 減価償却累計額 | △4 | 0 |
| 工具器具・備品 | 868 | |
| 減価償却累計額 | △726 | 142 |
| 土地 | | 547 |
| リース資産 | 81 | |
| 減価償却累計額 | △38 | 43 |
| 建設仮勘定 | | 5 |
| 有形固定資産合計 | | 3,122 |
| **無形固定資産** | | |
| 借地権 | | 2 |
| ソフトウェア | | 221 |
| リース資産 | | 49 |
| その他 | | 23 |
| 無形固定資産合計 | | 297 |
| **投資その他の資産** | | |
| 投資有価証券 | | 24,562 |
| 関係会社株式 | | 105 |
| 出資金 | | 1 |
| 関係会社出資金 | | 996 |
| 従業員長期貸付金 | | 275 |
| 関係会社長期貸付金 | | 200 |
| 破産更生債権等 | | 0 |
| 長期滞留債権等 | | 319 |
| 長期前払費用 | | 9 |
| 長期保証金 | | 877 |
| 長期保険料 | | 1,727 |
| その他 | | 24 |
| 貸倒引当金 | | △327 |
| 投資その他の資産合計 | | 28,772 |
| 固定資産合計 | | 32,193 |
| **資産合計** | | **78,912** |

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **(負債の部)** | | |
| **流動負債** | | |
| 支払手形 | | 1,620 |
| 工事未払金 | | 29,205 |
| 短期借入金 | | 3,800 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | | 45 |
| リース債務 | | 33 |
| 未払金 | | 204 |
| 未払費用 | | 1,632 |
| 未払法人税等 | | 179 |
| 未成工事受入金 | | 824 |
| 預り金 | | 429 |
| 役員賞与引当金 | | 63 |
| 完成工事補償引当金 | | 69 |
| 工事損失引当金 | | 1,045 |
| その他 | | 19 |
| 流動負債合計 | | 39,171 |
| **固定負債** | | |
| リース債務 | | 79 |
| 繰延税金負債 | | 3,356 |
| 退職給付引当金 | | 768 |
| その他 | | 8 |
| 固定負債合計 | | 4,213 |
| **負債合計** | | **43,385** |
| **(純資産の部)** | | |
| **株主資本** | | |
| **資本金** | | 5,158 |
| **資本剰余金** | | |
| 資本準備金 | | 6,887 |
| 資本剰余金合計 | | 6,887 |
| **利益剰余金** | | |
| 利益準備金 | | 593 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | 11,740 |
| 繰越利益剰余金 | | 3,073 |
| 利益剰余金合計 | | 15,407 |
| **自己株式** | | △26 |
| 株主資本合計 | | 27,426 |
| **評価・換算差額等** | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 8,100 |
| 評価・換算差額等合計 | | 8,100 |
| **純資産合計** | | **35,527** |
| **負債純資産合計** | | **78,912** |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 完成工事高 | | 79,737 |
| 完成工事原価 | | 72,388 |
| 完成工事総利益 | | 7,348 |
| 販売費及び一般管理費 | | 5,481 |
| 営業利益 | | 1,866 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 7 | |
| 有価証券利息 | 51 | |
| 受取配当金 | 378 | |
| その他 | 118 | 556 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 18 | |
| 前払金保証料 | 9 | |
| その他 | 2 | 30 |
| 経常利益 | | 2,392 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 12 | |
| 独占禁止法関連損失 | 140 | 152 |
| 税引前当期純利益 | | 2,240 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 561 | |
| 法人税等調整額 | 176 | 738 |
| 当期純利益 | | 1,502 |

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | |
|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 |
| 平成26年4月1日残高 | 5,158 | 6,887 | 6,887 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高 | 5,158 | 6,887 | 6,887 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | |
| 当期純利益 | | | |
| 自己株式の取得 | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — |
| 平成27年3月31日残高 | 5,158 | 6,887 | 6,887 |

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 平成26年4月1日残高 | 593 | 11,740 | 2,366 | 14,700 | △24 | 26,721 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △227 | △227 | | △227 |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高 | 593 | 11,740 | 2,139 | 14,472 | △24 | 26,494 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △567 | △567 | | △567 |
| 当期純利益 | | | 1,502 | 1,502 | | 1,502 |
| 自己株式の取得 | | | | | △1 | △1 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | 934 | 934 | △1 | 932 |
| 平成27年3月31日残高 | 593 | 11,740 | 3,073 | 15,407 | △26 | 27,426 |

（単位：百万円）

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成26年4月1日残高 | 5,008 | 5,008 | 31,730 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | △227 |
| 会計方針の変更を反映した平成26年4月1日残高 | 5,008 | 5,008 | 31,503 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △567 |
| 当期純利益 | | | 1,502 |
| 自己株式の取得 | | | △1 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | 3,091 | 3,091 | 3,091 |
| 事業年度中の変動額合計 | 3,091 | 3,091 | 4,024 |
| 平成27年3月31日残高 | 8,100 | 8,100 | 35,527 |

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1．重要な会計方針に係る事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金　　個別法に基づく原価法

その他のたな卸資産　　移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

| | |
|---|---|
| 建物（建物附属設備を除く） | 定額法 |
| 建物（建物附属設備を除く）以外 | 定率法 |

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 3年～45年 |
| 構築物 | 10年～50年 |
| 工具器具・備品 | 2年～20年 |

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| ソフトウェア（自社利用） | 5年 |
| ソフトウェア（販売用） | 3年 |

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保、アフターサービス等の費用に充てるため、過去の実績等を勘案して見積った額を設定しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失を見積った額を設定しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は、69,280百万円であります。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

2． 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が352百万円増加し、繰越利益剰余金が227百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

3．貸借対照表関係

1. 保証債務

SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITEDの金融機関からの借入等に対する保証
431百万円

SHIN NIPPON AIRTECH (SINGAPORE) PTE.LTD.の金融機関からの借入等に対する保証
128百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|---|---|
| 短期金銭債権 | 82百万円 |
| 長期金銭債権 | 200百万円 |
| 短期金銭債務 | 827百万円 |

4．損益計算書関係

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| 仕入高 | 2,142百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 営業外収益 | 173百万円 |

5．株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 41,844株 |

6．税効果会計

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払従業員賞与、工事損失引当金、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.2％、平成28年4月1日以降のものについては32.4％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が239百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が107百万円、その他有価証券評価差額金額が346百万円それぞれ増加しております。

## 7．関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注2) | 科目 | 期末残高(注2) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 新日空サービス株式会社 | (所有)<br>直接 100.0% | 空調設備工事の施工協力<br>役員の兼務　8名 | 空調設備工事の施工協力（注1） | 2,142 | 工事未払金 | 736 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）空調設備工事の発注については、新日空サービス株式会社、当社の２者で価格交渉を行い決定しております。

（注2）上記の金額のうち取引金額には消費税及び地方消費税が含まれておらず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれております。

## 8．1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額　1,407円57銭

2. 1株当たり当期純利益　59円52銭

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。
この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、9円43銭減少し、1株当たり当期純利益金額が、0円42銭減少しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

新日本空調株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　城　戸　和　弘　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　水　野　博　嗣　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本空調株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

新日本空調株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　城　戸　和　弘　㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　水　野　博　嗣　㊞

当監査法人は､会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本空調株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社および当社職員は、北陸新幹線の設備工事の入札に係る独占禁止法違反の有罪判決を受けました。また、これに伴い、当社は建設業法に基づき、国土交通省より営業停止処分を受けました。監査役会といたしましては、当社が策定した再発防止とコンプライアンス体制強化の諸施策が実施されていることを確認しております。今後とも、コンプライアンス体制の強化および企業倫理の徹底が図られるよう注視してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

新日本空調株式会社　監査役会

常勤監査役　山　田　勇　夫㊞
常勤監査役　壱岐尾　　　透㊞
監　査　役　一　宮　正　寿㊞
監　査　役　鶴　野　隆　一㊞

(注) 監査役壱岐尾透、一宮正寿および鶴野隆一は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

日本橋プラザビル　3階展示場
東京都中央区日本橋２丁目３番４号

大手町駅
東京メトロ東西線
呉服橋
首都高速道路
外堀通り
日本橋駅
COREDO 日本橋
柳屋ビル
日本橋プラザビル
B3出口
八重洲北口
大丸
東京駅
さくら通り
丸善
みずほ銀行
高島屋
百十四銀行
八重洲中央口前
東京建物ビル
中央通り
ヤンマー東京ビル
昭和通り
都営浅草線
首都高速道路
八重洲通り
東京メトロ銀座線

**最寄駅のご案内**

JR 東京駅 … 八重洲北口から徒歩約５分
地下鉄……… 東京メトロ 銀座線、東西線、都営地下鉄 浅草線
「日本橋」駅 B3出口から徒歩約２分

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。